



## オオハンゴンソウの防除、追跡調査を実施しました！

第1回釧路湿原川レンジャー学習会が開催される時期となりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となってしまいました。

例年であれば、川レンジャーの皆さまに「花咲かじいさんプロジェクト」へ参加いただき、植樹やポット苗づくりのほか、標茶町塘路湖のサルボ展望台付近にて「外来種防除（オオハンゴンソウ）」をお願いするところですが、残念ながら学習会の実施はかないませんでした。

そのため、今年度は事務局にてオオハンゴンソウの防除および調査を行いました。その状況を皆さまにお知らせいたします。

### ■ 特定外来生物 オオハンゴンソウとは？

オオハンゴンソウは繁殖力がとても強い植物で、種子からだけでなく、引き抜き後に残った小さな根からも成長します。

また、群落をつくることから在来種（※1）が減ってしまう可能性があります。

そのようなことから、オオハンゴンソウは「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（※2）（通称：外来生物法）において、「**特定外来生物**」に指定され、全国各地で防除活動が行われています。

これまで川レンジャーの皆様に防除活動を続けていただいたおかげで、サルボ展望台の防除作業地ではオオハンゴンソウが大幅に減少しています。

しかし、残念ながら途中で防除の手を緩めしてしまうと、また大きな群落ができてしまう可能性があります。そのため、生育数が少なくなっても引き続き防除を続けて、様子を見ていく必要があります。

※1：在来種—その土地に元からいた生き物。

※2：外来生物法—外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害が深刻なものを「特定外来生物」に指定し、輸入、飼育、栽培、保管や運搬等の行為が原則禁止されている。違反者には最大3年以下の懲役または300万円以下の罰金（個人）が課せられる。



オオハンゴンソウの群落

### ～ ちょっと外来種のおはなし ～

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間活動などによって他の地域から入ってきたものを指します。その中には人間の生命や自然環境に大きな悪影響を与えるものもあります。

外来種と聞くと、「悪者」のように思っている方もいるのではないのでしょうか？しかし、外来種にも野菜や牧草など、私達の生活に無くてはならないものもたくさんあります。外来種は勝手にやってきたものではなく、意図的であっても人間が持ち込んだものです。

現在問題となっているものの一つに、飼いきれなくなったペットを放したことにより環境へ様々な影響を及ぼしているということがあります。ペットして一度飼った生き物は、命ある限り大切に育てていただきたいと思います。

■ オオハンゴンソウ防除状況の報告



① 防除する区画 防除前



① 防除する区画 防除後

防除の効果を調査するため、  
①防除する区画  
②防除しない区画  
の2箇所、オオハンゴンソウの位置や草丈を記録しました。

塘路湖のサルボ展望台付近では、毎年オオハンゴンソウの防除を行っており。防除範囲のオオハンゴンソウ防除量は下表のとおりとなっています。皆様のご協力のおかげで随分少なくなっていることが分かります。

調査年度	オオハンゴンソウ防除量
平成30年度	21 kg
令和元年度	9 kg
令和2年度	13 Kg (道路法面も防除)



オオハンゴンソウの位置や草丈を記録しました。調査結果から、今後何かが分かるきっかけになるかもしれません。



防除作業のようす



防除後の集合写真

■ 観察活動の報告

川レンジャーより観察活動の報告がありました。

今後も釧路湿原川レンジャーNewsに紹介していきます。

みなさまからの活動報告をお待ちしております。

報告日	報告内容
令和元年10月17日	動植物、その他
令和元年10月22日	危険箇所
令和元年10月29日	動植物
令和2年1月24日	動植物
令和2年6月4日	動植物、マナー違反

